

2014年1月28日

みんなで決めよう「原発」国民投票事務局 御中

東京都知事選候補者 鈴木たつお

杉並区高円寺北3-40-13-2F

TEL 03-3337-1021 FAX 03-3337-1022

(選挙対策本部事務局長・北島邦彦)

「原発」都民投票（条例制定）の知事提案についての公開質問状（回答）

記入日：2014年1月28日 記入者：鈴木たつお

## Q 1. 「原発」都民投票条例の首長提案について

## A 1.賛成

現在の議会制度が小選挙区制度をはじめとする選挙制度の欠陥により、たんなる「多数決」機関や民衆の政治意思とは異なった特殊利害決定機関と化している現状を考えれば、住民投票制度の意義も充分に認識しています。そのうえで、原発をめぐる運動の形態には多様なものが存在するべきで、住民投票実現に向けた運動展開が、そうした多様な運動形態を結果的に抑制するようなことのないように、慎重な考慮が求められると考えます。

## Q 2. 東京都の原発・エネルギー政策の実施について

A 放射能測定について、東京においてももっときめ細かく実施します。現状でも東京都および都下自治体で空間放射線量の測定は実施されていますが、きわめて形式的なものになっています。線量が「高そうな」場所を選んで測定してこそ、放射能汚染の実態を正確に掌握することが可能になると見えます。水・ごみ焼却灰についても、不透明な被曝実態を調査・公表します。

また、東京都としてまずなすべきことは、「原発はただちに廃炉」という行政としての方針を鮮明に打ち出すことだと考えます。そのうえで、子どもたちの内部被曝への対処についても、学校・保育園給食に使用する食材の全量放射能検査を実施するために、測定機器の個別配置を進めます。また、

福島の子どもたちとその家族の避難・保養について、場所の提供をはじめとした支援活動を、東京都として責任をもって推進します。

Q 3. 常設型の住民投票制度について

A - 1 1. 賛成

Q 1 で回答したとおりです。住民投票によって議会制度の不備を完全に補完できるわけではないと考えますが、一定の意義を有していることは確かだと考えます。

A - 2 発議要件や成立要件などの規定は、幅広く議論をして決定すればよいと考えますが、「不成立」となった場合に開票しないという条件付与は認められません。

(以上)